

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

2010年（平成22年）3月の「岡山いきいき子どもプラン2010」（以下「前プラン」という。）策定後、核家族化や未婚化・晩婚化・晩産化の進行、女性就業者や非正規雇用の拡大、少子化の進行など、子どもと子育て家庭を取り巻く社会・経済環境は大きく変化してきています。そして、前プランの5年間の計画期間には、子育て支援サービスの増加など一定の成果があったものの、子育て家庭が理想とする子どもの数と実際に予定している子どもの数の差は縮まらないなど、依然として少子化の傾向にあります。

社会・経済に大きな影響を及ぼす少子化に対し早急に対策を講じ、仕事と生活の調和を図りながら、年齢や性別、能力、国籍等にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進することは、ますます重要性を増しています。

このため、前プランの点検・評価を行い、今日的課題に対応できるよう取組をさらに発展・強化させ、家庭、地域、学校、企業、関係団体などすべての県民が協働し、子どもの幸せの視点に立って、総合的・計画的な子育て支援施策を強力に推進していくことが必要です。そのための指針として、この度「岡山いきいき子どもプラン2015」を策定し、次代を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを県政の最重要課題の一つと位置づけ、全力で取り組むものです。

2 計画の性格・位置づけ

この計画は、次の側面を有しています。

- ・中期的な視点から、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の整備を総合的・計画的に推進するための基本的な計画
- ・子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（都道府県計画）」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」
- ・国の「健やか親子21（第2次）」に基づく県の母子保健計画
- ・家庭的擁護の推進に向けた「都道府県計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく県計画（未定）

3 計画の期間

この計画の期間は、2015年度（平成27年度）を初年度とし、2019年度（平成31年度）を目標年度とする5か年間とします。

第2章 岡山県の子どもを取り巻く現状と環境

1 少子化の現状

(出生数・出生率の低下)

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）には約270万人、第2次ベビーブーム期（昭和46年～昭和49年）には約200万人でしたが、1984（昭和59）年には150万人を割り込み、1991（平成3）年以降は増加と減少を繰り返していたが、平成25年の出生数は103万人と過去最低となりました。

合計特殊出生率については、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、1950（昭和25）年以降急激に低下し、その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移しましたが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となりました。1989（平成元）年にはそれまで最低であった1966（昭和41）年（丙午：ひのえうま）の数値を下回る1.57を記録し、さらに、2005（平成17）年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後は、微増傾向で推移し、直近の2013年は1.43で、前年と比べますと0.02ポイント上昇しましたが、主要先進国の中ではドイツやイタリアと同程度の低い水準となっています。

本県の平成25年の合計特殊出生率は、1.47と前年と比べますと0.02ポイント上昇し、全国平均と比較すると高いものの、中国5県の中で最も低く推移しています。また、平成25年の出生数は、16,210人、死亡数は21,199人と、平成17年から9年連続で、死亡数が出生数よりも上回る人口の自然減の現象が続いています。

(将来人口の推移)

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」では、我が国の総人口は、2010年の1億2,806万人から長期の人口減少過程に入り、2030年の1億1,662万人を経て、2048（平成60）年には1億人を割って9,913万人となり、50年後の2060年には4,132万人減（当初人口の32.3%）の8,674万人になると見込んでいます。

また、同推計期間に、年少人口割合は当初の13.1%から9.1%へと4.0ポイントの減少、生産年齢人口割合は63.8%から50.9%へと12.9ポイントの減少が見込まれ、老年人口割合は医療水準等の向上や団塊の世代の加齢に伴って増え続けると予想され、2060（平成72年）には39.9%へと16.9ポイント増加すると見込んでいます。

本県につきましては、同研究所によりますと、このままの出生率を維持できると仮定した場合、2005（平成17年）年10月時点で196万人が2035年には168万人と14.3%の減少が予想されています。

そうした中、日本創成会議・人口減少問題検討分科会では、将来とも純移動率が現状の水準で続くと仮定した場合、2010年から2040年の30年間で「20～39歳の女性の人口」が5割以上減少する市区町村を「消滅可能性都市」と定義し、全国1800の市区町村の49.8%の896市区町村が消滅の可能性があると発表しました。

岡山県でも14市町村（8市4町2村）が、「消滅可能性都市」となると公表されました。

2 少子化の影響

「低い出生率の下で子どもの数が減る」少子化の急速な進行は、労働力人口の減少による経済へのマイナスの影響をはじめ、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力の低下や防犯、消防等の住民活動の衰退など、深刻な問題に直面することが予想され、「日本の社会への警鐘を鳴らしている」と受け止めなければなりません。

労働力の確保、年金や医療、介護などの社会保障制度が維持できるのか、といったさまざまな日本社会の仕組みや制度を再点検し、見直す必要性を迫るものといえます。

さらに、少子化が進むことによって、子ども同士、特に年齢が違う子ども同士の交流機会の減少により、子どもの自主性や社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健全な成長への影響が懸念されます。

(注1) 合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する。

(注2) 「日本の将来推計人口」：国立社会保障・人口問題研究所が、国勢調査や人口動態統計を踏まえ、全国の将来の出生、死亡及び国際人口移動について一定の仮説を設け、これらに基づいて、我が国の将来の人口規模や人口構造の推移を概ね5年ごとに推計しているもの。

(注3) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会：民間の有識者（座長：増田寛也東京大学大学院客員教授、元総務相）により長期の動態を見据えた国のあり方、国家戦略を検討。

3 少子化の原因と背景

少子化の要因の一つとして、未婚率の上昇や・晩婚化・晩産化の進行が考えられます。

(未婚化・非婚化の進行)

2010（平成22）年の総務省「国勢調査」によると、25～39歳の未婚率は男女ともに引き続き上昇しています。男性では、25～29歳で71.8%、30～34歳で47.3%、35歳～39歳で35.6%、女性では、25～29歳で60.3%、30～34歳で34.5%、35～39歳で23.1%となっています。

さらに生涯未婚率を30年前と比較すると、男性は2.6%（1980（昭和55）年）から20.1%（2010年）、女性は4.5%（1980年）から10.6%（2010年）へ上昇しています。

岡山県でも、生涯未婚率は男性は2.0%（1980（昭和55）年）から17.8%（2010年）、女性は3.0%（1980年）から8.6%（2010年）へ上昇しています。

(晩婚化、晩産化の進行)

日本人の平均初婚年齢は、2013年で、夫が30.9歳（対前年比0.1歳上昇）、妻が29.3歳（同0.1歳上昇）と上昇傾向を続けており、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しています。1980年には、夫が27.8歳、妻が25.2歳であったので、ほぼ30年間で、夫は3.0歳、妻は4.0歳、平均初婚年齢が上昇していることとなります。

出生したときの母親の平均年齢をみると、2012（平成24）年の場合、第1子が30.3歳、第2子が32.1歳、第3子が33.3歳であり、前年に続いて第1子出産年齢が30歳を超えました。

晩婚化が進行すると、それに伴い、母親の出産平均年齢が高くなるという晩産化の傾向もあらわれ、高年齢のため出産を控えることにつながっています。

本県につきましても、平均初婚年齢の推移は、1975（昭和50）年には男性26.4歳、女性24.1歳でしたが、2013（平成25）年には、男性30.1歳、女性28.6歳となっており、男性で3.7歳、女性で4.5歳、それぞれ上昇し晩婚化が進み、晩産化、高年齢出産につながっています。

(結婚に対する意識)

社会保障・人口問題研究所では、「出生動向基本調査」（別名「結婚と出産に関する全国調査」）の中で独身者を対象とした調査を5年ごとに行っています。

2010年独身者の結婚の意思については、「いずれ結婚するつもり」が男性86.4%、女性89.4%とともにほぼ9割と結婚する意思のあるものが大半を占めています。

一方、「一生結婚するつもりはない」と回答した人は、男女とも上昇傾向にあり、2010年には、男で9.4%、女で6.8%に達していますが実際の生涯未婚率は、2012年で男が20.1%、女が10.6%となっており、「一生結婚するつもりはない」人以外でも結婚にいたらない者（意図せざる非婚者）がいるという状況になっています。

(異性との交際状況)

同じく社会保障・人口問題研究所の「出生動向基本調査」では未婚者に独身でいる理由をたずねたところ、若い年齢層（18～24歳）では「（結婚するには）まだ若すぎる」「必要性

を感じない」「仕事(学業)にうちこみたい」など、結婚するための積極的な動機がないこと(“結婚しない理由”)が多く挙げられています。

一方、25～34歳の年齢層になると、「適当な相手にめぐり合わない」を中心に、結婚の条件が整わないこと(“結婚できない理由”)へ重心が移っていきます。しかし、この年齢層でも「必要性を感じない」「自由さや気楽さを失いたくない」と考える未婚者は多いようです。その他、「結婚資金が足りない」や「異性とうまくつきあえない」などは今回増加が見られます。

本県が行った県民意識調査(2013(平成25)年調査)において、20～49歳の未婚の男女のうち、異性の交際相手がいないと答えた方が61.6%でした。

(出産に対する意識)

国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第14回出生動向基本調査結婚と出産に関する全国調査(夫婦調査)」(2011年)によると、夫婦にたずねた理想的な子どもの数(平均理想子ども数)は、前回の第13回調査に引き続き低下し、調査開始以降最も低い2.42人となっています。また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数(平均予定子ども数)も、2.1を下回り、2.07人となっています。

本県が行った県民意識調査でも、理想子ども数2.73人に対し、予定子ども数は2.35人であり、同様に理想の子ども数が持てない状況が見えてきます。

(理想とする子どもの数を持たない理由)

県民意識調査では、理想子ども数より予定子ども数が少ない理由として、「子育てに係る経済的負担が大きいから」が52.4%と最も多く、「仕事と子育ての両立が難しいから」が35.5%、「子育てに対する心理的・肉体的負担が重いから」が29.3%となっており、子育て費用の負担感の大きさや子育てをしている親の精神的負担感(ストレス)などとともに、就労と子育ての両立の難しさが、県民の希望の実現を妨げる要因の一つとなっています。

現在の急速な少子化の進行の背景の一つに、働き方をめぐる様々な課題が存在していることが伺えます。共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中、働き方の選択肢が必ずしも十分には整っていないことや長時間労働のため仕事と家庭生活との調和の確保が難しいことなど、県民一人ひとりにとって、自身の望む生き方が実現しにくい状況が存在し、それが子育て家庭の負担感や不安感にもつながっていると考えられます。

今回の分析によりますと、結婚については、未婚化や晩婚化の要因は様々ですが、非正規雇用の拡大など経済的基盤の不安定化や男女の出会いの機会の減少、恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下、結婚に関する男女間の価値観の相違、結婚への期待感の低下などが指摘されています。

また、出産については、子どもを持つかどうかは個人の決定に委ねられるものですが、希望と現実の乖離を解消し、子どもを持ちたい人の希望がかなう社会環境を整備するためには、県民誰もが子どもの成長を喜び合えるような気運の醸成に努めるとともに、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として、同時並行的に推進していくことが必要不可欠であると考えます。

4 少子化対策

厚生労働省の統計によると、我が国では、厚生労働省の2011年の統計によると、日本の全出生数の97.8%が嫡出子(法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子)であり、嫡出でない子(いわゆる婚外子)の割合は2%となっています(「出生に関する統計」)。子どもは男女が結婚してから生まれる場合が大半である我が国において、結婚しない人の割合が増

加すれば、出生数の減少に直接的な影響を与えることとなります。

こうした状況を踏まえ、これまで少子化対策は、主として「子育て支援策」を中心に取り組まれてきましたが、その重要性は変わらないものの、今後は、結婚するか否か、子どもを持つか否か等、自由な選択を尊重することを十分認識し、結婚したい人が結婚できる環境、子どもを産みたい人が、産みたいときに産める環境づくりを基本方針の一つとして加え、機運の醸成なども含めた様々な取り組みを、子育て支援策と複合的に行う事が重要であると考えます。そのため、出会い、結婚、妊娠・出産、子育ての各ライフステージに合わせ、様々な取り組みを行い、安心して子育てでき、仕事と家庭が両立できる環境作りを目指すこととします。

また、人口減少問題の克服のためには、国と地方が総力を挙げて取り組みべきであり、国に若い世代の長時間労働解消や非正規職員雇用の待遇改善、保育・教育費の負担軽減などの促進を今後とも求めてまいります。

5 国の少子化対策

(1) 「少子化対策白書」の提言

平成26年6月、2013年版「少子化社会対策白書」が閣議決定され、子育て世代の30代男性の5人に1人が週60時間以上の長時間労働をしていることが育児参加が進まない一因だと指摘されており、少子化対策の観点からも男性の働き方の見直しや労働時間の抑制が必要だとされています。

また、女性が第1子を出産した平均年齢が初めて30歳を超え「晩産化」が進んでいることや、生涯独身で過ごす「生涯未婚率」が過去最高になるなど、少子化の要因が指摘されています。これまで子育て支援重視の少子化対策で手薄だった結婚、妊娠、出産の課題を踏まえた支援の重要性が強調されています。

長い労働時間に対し、育児に関わる時間は国際的比較でも極めて短く、男性の育児参加が進んでいない実態がみられます。

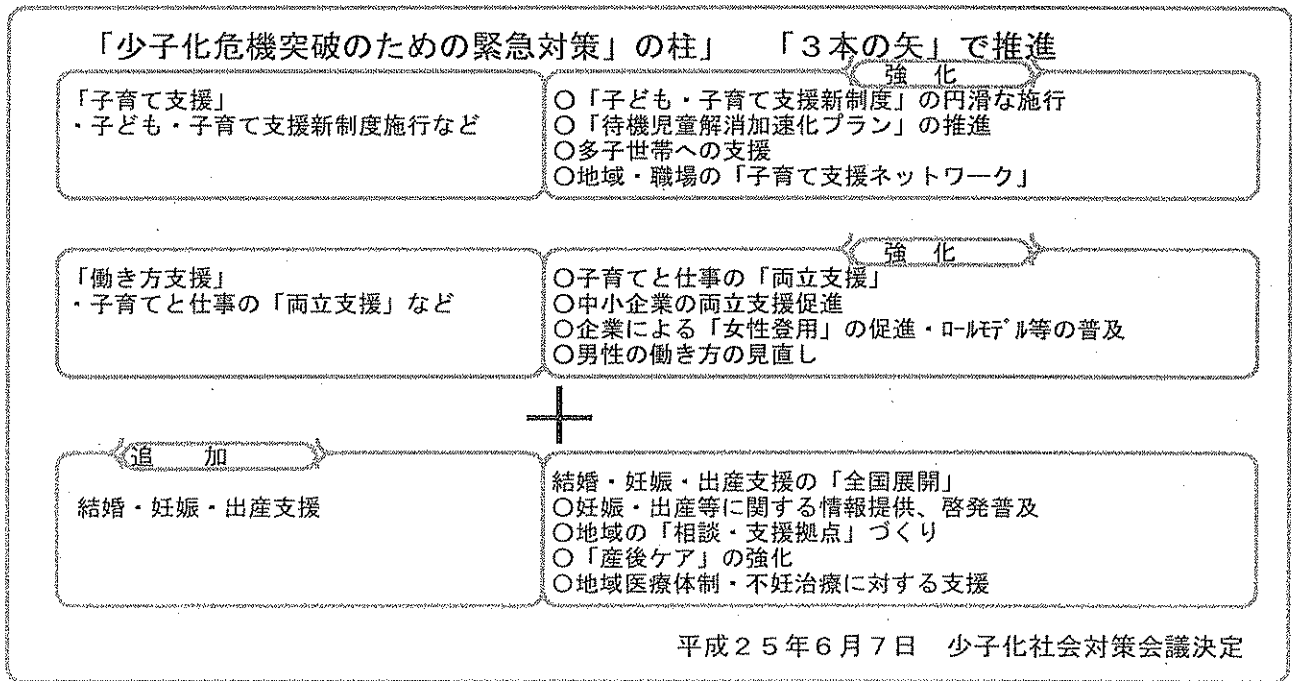
こうした男性の育児参加が進んでいないことが少子化につながっているとして、白書では「男性の働き方の見直し」が提案されています。これは「少子化危機突破タスクフォース」の提案をもとに決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に盛り込まれた内容です。

(2) 少子化危機突破のための緊急対策

(少子化危機突破のための緊急対策)の策定)

2013(平成25)年3月に内閣府特命担当大臣の下で、「少子化危機突破タスクフォース」が開催され、同年5月「『少子化危機突破』のための提案」が取りまとめられました。この提案をもとに、同年6月少子化社会対策会議において「少子化危機突破のための緊急対策」が決定されました。

緊急対策では、これまで少子化対策として取り組んできた「子育て支援」及び「働き方改革」をより一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産支援」を新たな対策の柱として打ち出すことにより、これらを「3本の矢」として推進することとされた。この少子化対策「3本の矢」により、結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」の総合的な政策の充実・強化を目指すこととされました。



(少子化危機突破タスクフォース (第2期) における検討)

緊急対策を着実に実施するため、2013 (平成25) 年8月に内閣府特命担当大臣 (少子化対策) の下で、「少子化危機突破タスクフォース (第2期)」 (以下「タスクフォース (第2期)」という。) が開催されました。

同年11月26日には政策推進チームにおいて、「少子化危機突破のための緊急提言」 (以下「緊急提言」という。) が取りまとめられました。緊急提言には、都道府県における少子化危機突破基金の創設や次世代育成支援対策推進法の延長・強化、長時間労働の抑制等が盛り込まれました。

また、タスクフォース (第2期) の全体の議論の取りまとめとして、7つの今後の取り組むべき課題と進むべき方向性、3つの今後に向けた提言をとりまとめました。

○今後の取り組むべき課題と進むべき方向性

- 1 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策
- 2 少子化対策のための財源の確保
- 3 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目ない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充
- 4 妊娠・出産等に関する正確な情報提供
- 5 少子化危機突破の認識共有に向けて
- 6 施策の整理・検証 (「CAPD」サイクル) の実施
- 7 少子化対策の目標のあり方の検討

○今後に向けた提言

- 提言1 新しい大綱の策定に向けた検討
 提言2 少子化対策集中取組期間の設定と施策の総動員と財源の確保
 提言3 残された課題に対する議論の深化

(「経済財政運営と改革の基本方針」 (骨太の方針))

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2014 (仮称)」 (骨太の方針、6月24日閣議決定) に、中長期の課題として、人口減少問題の克服を挙げ「50年後に1億人程度の安定した人口構造の保持を目指す」との目標を掲げました。

この中で、2020年をめどに「人口急減・超高齢化」の流れを変える必要があるとの考えを示し、少子化対策に関しては「子どもへの資源配分を大胆に拡充する」とし、夫婦

が希望する数の子どもを持てるよう、家庭や地域の力も視野に入れ、第三子以降の出産・育児・教育への重点的な支援策を検討することを盛り込みました。

併せて、女性の活躍を支援する方針を示し、男女の働き方に関する制度や慣行を「抜本的に変革」する方向性を打ち出し、また、都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策に国と地方自治体、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じ、連携した取組を推進するとともに、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全ての関係者が少子化危機突破の認識を共有するための取組を進めるとしています。

（「選択する未来」委員会 提言）

政府は、経済財政諮問会議の下に設置した専門調査会「選択する未来」委員会を再開し、6月に閣議決定した経済財政運営の指針「骨太方針」に盛り込まれた50年後に人口1億人を維持する目標の実現に向け、東京への人口集中の是正策や子育て支援策の拡充などを旨とする報告書を11月に取りまとめ、平成27年度以降の骨太方針などに議論の成果を反映させるとしました。

6 「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた取組み

国では新たに施策の策定や子どもを持つすべての世帯を支援する「子ども・子育て新制度」を平成27年4月から本格的にスタートします。県としてもこれらの制度を活用し、少子化対策を進めるものです。

新制度では、消費税引き上げによる増収分の一部などにより、子ども・子育て支援を充実するもので、本件の各市町村では市民の皆様の子育ての状況やニーズを把握し、それに基づいた事業計画の策定し、新制度に向けた準備をまいります。

<新たな制度の目的>

「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

（1）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。

（2）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指します。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ります。

（3）地域の子ども・子育て支援の充実

「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまなサービスの拡充を図ります。

7 子どもを取り巻く環境の変化

近年、社会問題化しているのが、子ども虐待やひきこもり、不登校等の増加です。特に子ども虐待については、相談件数の増加とともに、事例も複雑・深刻化しており、発生予防や早期発見・早期対応から自立に向けた支援への重点的な取組が必要となっています。

また、核家族化の進行や地域内での家庭の孤立化が進んだことから、子育てに不安や悩みを持つ親の増加や地域社会の子どもを育てる力の低下が一層顕著になっており、子ども

が自立した若者へ成長していくために必要な自然や人と直接ふれあうことによって養われる「豊かな心」や「安定した情緒」がはぐくみにくい環境にあります。

さらに、次の親世代となるべき若者が社会的に自立することが難しい社会経済状況となっています。世界的な経済状況の低迷などによる若年失業者の増大や不安定就労の拡大とともに、学校を卒業あるいは中退した後、就職や進学という道を選ばず、その意欲を持つことが難しい状況に陥る、いわゆるニート(注1)の状態にある若者が多数存在することが懸念されており、一人ひとりの抱えている問題をよく把握し、それに対応して職業意識の醸成や基礎的な能力の養成、社会適応支援などの包括的な支援を行うことにより、本来の意欲と能力を發揮できるよう後押しすることが重要とされています。

また、厚生労働省が行った国民生活基礎調査では、平成24年の「子どもの貧困(17歳以下)は16.3%と、調査を始めた昭和60年以降最も高くなるなど、「貧困の連鎖」を断ち切ることが課題となっています。

平成25年6月に、子どもの将来がそのまま生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが穏やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策の基礎となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布されました。

(注1) ニート：「ニート(NEET)」とは、Not in Employment(雇用), Education(教育)or Training(訓練)の頭文字をとったもの。

「ニートの状態にある若者」とは、無業者のうち、通学も家事もしていない34歳程度までの若者のこと。

(注2) フリーター：1980年代後半にアルバイト情報誌による造語として現れた。2002年以降の定義は、年齢が15歳から34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、①雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者としている。

(注3) 若年無業者：15歳から34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。

第4章 計画の概要

1 基本理念

岡山県の特性を踏まえた上で、県民誰もが共感できるプランの基本理念を設定します。

— 全ての子どもたちが晴れやかな笑顔で暮らす生き生き岡山を目指して —

2 基本的考え方

無限の可能性を秘めた子どもたちが、その子ども期をいきいきと過ごし主体的に育つことのできる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会です。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、子どもの幸せの視点に立って、岡山県らしさを反映させて、次代を担うすべての子どもたちが、その最善の利益を確保されながら、心身ともに健やかに生まれ育ち、家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりを推進します。

また、岡山県の恵まれた自然環境や医療・教育環境等を最大限活用し、子育て家庭を中心として、行政はもとより、地域、企業、学校、ボランティアやNPO等、地域の様々な担い手が主役となって密接に協働しながら子育て支援に取り組むことにより、県民誰もが子どもたちの成長を喜び合える社会環境づくりを目指します。

3 体 系

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり

- 1 結婚を希望する若者の希望をかなえる環境づくりの推進
 - (1) 出会いのための環境づくりの推進
 - (2) 情報の提供
 - (3) 結婚に関して気運の醸成を図る
 - (4) 結婚支援員のネットワーク構築

- 2 子どもを生みたい人が出産できる環境づくりの推進
 - (1) 企業の意識改革への取組
 - (2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備
 - (3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供
 - (4) 不妊に悩む方への支援の充実
 - (5) 再就職への支援

II みんなで妊娠・出産から子ども・子育てを応援する地域づくり

- 1 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進
 - (1) 全戸訪問による早期支援
 - (2) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援の充実
 - (3) 子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実
 - (4) 妊婦の健康や親子を守り育む地域づくり

- 2 家庭の子育て力の充実
 - (1) 次代の親の育成
 - (2) 若者の就職支援
 - (3) 困難を有する子どもや若者の支援
 - (4) 家庭の教育力の向上
 - (5) 男女共同参画による子育ての推進

- 3 食の安全・安心の確保と食育の推進
 - (1) 食の安全・安心の確保
 - (2) 食育の推進

III みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

- 1 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (1) 県民みんなで子育てをする気運の醸成
 - (2) 地域の教育力の向上

- 2 地域ぐるみの子育て支援の推進
 - (1) 子育て支援ネットワークの充実
 - (2) 子育て支援組織の育成
 - (3) ふれあいの拠点づくり
 - (4) 多様な子育て資源の掘り起こし
 - (5) 地域における人材の養成確保
 - (6) 子育てサービス情報の発信

- 3 子どもの生きる力の育成
 - (1) 地域・世代間交流の促進
 - (2) 社会参加活動への支援
 - (3) 学校教育の推進

- 4 安全・安心な子育て環境の整備
 - (1) 安全な遊び場の整備
 - (2) 安全な生活環境の整備
 - (3) 安心な社会環境づくり

IV 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

- 1 子育て相談体制の充実
 - (1) 相談体制の充実
 - (2) 子育て支援情報の提供
- 2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保
 - (1) 周産期・小児医療対策の充実
 - (2) 小児慢性特定疾病の医療の充実
 - (3) 感染症対策の推進
- 3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備
 - (1) 子ども手当等の支給
 - (2) 医療費、教育費の負担軽減
 - (3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保
- 4 幼児期の学校教育・保育の拡充等による支援新制度の推進

V 子どもをまもり支援する体制づくり

- 1 子ども虐待防止対策の充実
 - (1) 児童相談所の体制の強化
 - (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進
 - (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備
 - (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証
- 2 社会的養護体制の充実
 - (1) 家庭的養護の推進
 - (2) 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成
 - (3) 自立支援の充実
 - (4) 家族支援及び地域支援の充実
 - (5) 子どもの権利擁護の推進
- 3 特別な支援を必要とする子どもへの施策の充実
 - (1) 障害のある子どもの支援
 - (2) 発達障害のある子どもの支援
 - (3) 特別支援教育等の充実
- 4 ひとり親家庭の自立支援
 - (1) 就業支援の強化
 - (2) 相談機能の強化
 - (3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携
- 5 子どもの貧困対策の推進

第5章 計画の内容

I 結婚、妊娠、出産の希望がかなう環境づくり

女性が結婚するか否か、多様なライフスタイルを選択すること、子どもを持つか否か等、女性の自由な選択を尊重し、結婚したい人、子どもを産みたい人が、結婚・出産し、安心して子育てできるような環境づくりを目指します。

また、結婚・出産に「経済力がない」ことが大きな障害となっています。本県では「晴れの国おかやま生き活きプラン」の中で経済を維持・発展させていくため、意欲と能力のあるあらゆる人が働ける社会づくりを進め、1人あたりの県民所得、有効求人倍率の向上を目指します。

1 結婚を希望する若者の希望をかなえる環境づくりの推進

《施策の方向》

結婚は、個人の生き方や価値観に基づいて選択されるものであることはいうまでもありませんが、一方で、希望しても結婚できない若者が増加しており、その要因として、男女の出会いの機会の減少や恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下などが指摘されています。

未婚化や・晩婚化・晩産化の進行が少子化の要因の一つと考えられていることについて、県民に理解と認識を深めてもらえるよう努めるとともに、結婚したい人が結婚することを社会全体で応援する環境づくりに取り組みます。

《重点施策》

(1) 出会いのための環境づくりの推進

実際に向けたスキルアップセミナーや地域の特性を活かした体験活動、交際のきっかけとなる交流会、フォローアップ・カウンセリングを盛り込んだ素敵な出会いの場を提供します。

(2) 情報の提供

市町村で実施している結婚支援事業を広く情報提供するため、ポータルサイトにて情報を公開します。

(3) 結婚に関して機運の醸成を図る

個人の意思を尊重しつつ、結婚や出産、子育ての素晴らしさ等について、マスコミ等を通じたポジティブ・キャンペーンを全国レベルで行うため国に要望します。

(4) 結婚支援員のネットワーク構築

男女の出会いの機会の減少や恋愛や結婚に関する周囲からのアドバイス機能の低下などが指摘されていますが、結婚応援者育成セミナーなどを通じ、市町村の婚活事業、NPOの取り組みから今後の結婚支援事業を考える。

2 子どもを生みたい人が出産できる環境づくりの推進

《施策の方向》

子育てと仕事が両立でき、男女がともに、子育てがしやすい職場づくりのために、仕事と家庭の両立を支援する法律・制度の普及啓発を推進し、様々な就労環境の整備に取り組むとともに、企業や、企業で働く女性はもとより男性の意識の啓発、広報や情報提供を進めます。

子育て期間においても残業時間が多いなど、子育てと仕事が両立しにくい状況を是正するため、職場優先の風土の見直し、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しなどに取り組みます。

また、出産や育児のために仕事を離れた人に対する再就職支援を推進します。

《重点施策》

(1) 企業の意識改革への取組

男女がともに仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう、労働時間の短縮や多様な働き方を促進するため、岡山労働局や県内の次世代育成支援対策推進センター、経済団体等と連携しながら、「おかやま子育て応援宣言企業」登録制度等を推進することにより、企業の意識改革を積極的に支援します。

(2) 出産・子育てがしやすい職場環境の整備

ファミリー・サポート・センター事業が拡充されるよう支援するとともに、育児休業制度など、子育てと仕事の両立を支援する制度の普及啓発に努めます。

また、県が発注する建設工事や物品の販売、修理等の入札参加資格審査において業者格付けを行う際に、育児・介護休業制度を導入している場合には加点の対象とし、子育て支援に取り組んでいる業者を積極的に評価します。

(注) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(3) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と情報提供

妊娠のしやすさと年齢の関係や、若い世代からの健康づくりの必要性など、妊娠、出産についての正しい知識を、特に若い世代を中心に積極的に普及啓発します。

(4) 不妊に悩む方への支援の充実

不妊に悩む方々に対し、不妊専門相談センター等の相談窓口で不妊に関する医学的な相談や心の悩みの相談を行い、精神的負担の軽減を図るとともに、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。

(5) 再就職への支援

出産や育児により退職した人のため、再雇用制度の普及に努めるとともに、岡山労働局等とも協力して再就職のための職業訓練や研修会、情報提供、相談事業などを実施します。

《目標事業量》

項	目			
「おかやま子育て応援宣言企業」登録企業・事業所数				
子育て短期支援事業（ショートステイ）実施か所数				
ファミリー・サポート・センター実施市町				

村数			
農家における家族経営協定(注2)締結戸数			

《成果目標》

項 目			
平日に19時までに帰宅する父親の割合			
これまでに出産のため仕事を辞めたことがある人の割合			

(注1) 次世代育成支援推進センター：次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するための、事業主の団体や連合団体。

(注2) 家族経営協定：家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

Ⅱ みんなで妊娠・出産から子ども・子育てを応援する地域づくり

子どもは家庭で育つことが基本であり、妊娠から出産をはじめとして、それぞれの発達段階に応じた育ちを支援できるように、子どもの心と体をはぐくむ家庭づくりを目指します。

1 健やかな人生の基礎を築く母子保健の推進

《施策の方向》

子どもの心と体をはぐくみ、親子が健やかに生活できることは、子どもがのびのび育ち、自尊心をもって、自分の個性や能力を最大限に発揮できるための大きな要素です。

岡山県では、充実した医療環境を活用し、母子保健と医療・福祉が一体となって子育て支援を進めると同時に、県と市町村が連携し、母子保健の体制整備に向けて独自の施策を展開していきます。

また、妊娠に気づいたときから相談、支援が受けられる体制の整備や子どもの心と体の健やかな育ちの促進や育児不安の軽減、また、虐待予防、思春期からの健康づくりなど、妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため、地域の実情に応じた事業に取り組みます。

《重点施策》

(1) 全戸訪問による早期支援

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行う乳児家庭全戸訪問事業と、適切な養育が行われることを目的に、支援が必要な家庭を継続して訪問する養育支援訪問事業を行うことで、早い時期からの子育て支援に努めます。

(2) 満足度の高い妊娠・出産・育児への支援の充実

妊娠を考えた時から相談や支援が受けられ、多くの人との関わりの中で、主体的に妊娠・出産・育児に取り組み、親が「育児は自分の成長につながる。親になってよかった。」という実感が持てるような支援をめざします。

①妊娠・出産の希望を叶えるための支援が受けられる

母子健康手帳交付時の十分な母子保健情報の提供や、相談に応じられる人材の育成などにつとめます。

また、市町村による妊婦健康診査の助成への働きかけや、不妊に悩む方への治療費の一部の助成など、経済的な支援も行います。

②妊娠・出産・育児において希望するケアが必要な時に受けられる

保健所、市町村等やおかやま妊娠・出産相談支援センター(仮称)により妊娠、出産に関する不安や悩みに対する相談や支援を行います。また、特に不妊に悩む方については、岡山県不妊専門相談センターで専門相談やカウンセリングを行います。

親としての力が発揮できるよう、産後うつなどの予防や早期支援を行うとともに、育児不安の軽減につながる母子保健サービスの提供をめざします。

③安全、安心に妊娠・出産・産褥期が過ごせる

妊婦やパートナーへの食生活や喫煙、飲酒、休養などに関する保健指導の充実とともに、医療機関と保健所、市町村の連携によるハイリスク妊産婦の支援を行います。

(3) 子どもの健やかな育ちへの支援と思春期からの健康づくり支援の充実

親をはじめ、家族や周囲の人から大切な存在として認められて生まれ、成長し、子ども自身が「生まれてきてよかった」と感じられるような親子支援を行います。

また、豊かな人生を送るために、思春期から自分の命や健康、妊娠・出産などについて

て学べる環境づくりをすすめます。

①子どもの健やかな育ちを守るための支援が受けられる

乳幼児全戸訪問や乳幼児健診、また健診未受診者への個別の働きかけなどにより、乳幼児期の子ども全ての成長の様子が見守られる支援の充実を図ります。

また、子どもの基本的な生活習慣や親子の関係性などに視点をおいた保健指導の充実をめざします。

②健やかな成長を促す母子保健サービスが提供される

保健所や市町村で行われている母子保健サービスが充実するよう事業評価を実施するとともに、乳幼児健康診査等でのスクリーニング技術の一層の向上をめざします。

先天性代謝異常等検査や新生児聴覚検査を実施し、疾病の早期発見、早期治療、早期療育の支援を行います。

③子どもの心と体が成長できる機会が提供される

地域の健康づくりボランティアなど多くの人と交流できる機会を増やすとともに、特に育児に負担を感じている親子が相談や交流ができる場の増加をめざします。

④若い世代が、思春期からの健康づくりや親になるための健康づくりについて学び、行動できる

教育委員会との連携により、中学校・高等学校等で健康づくりや妊娠・出産の正しい知識を学べる講座を開催したり、乳幼児とふれ合う機会を提供します。また、大学生や社会人などが自らのライフプランの一助となるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の情報提供を行います。

(4) 妊婦の健康や親子を見守り育む地域づくり

周囲から孤立した中での妊娠・出産・育児とならないよう、関係機関が連携し、妊婦や親子を取りまく温かな地域づくりをめざします。

①妊娠・出産・育児をしている親子に配慮してもらえる環境づくり

母性健康管理カードの利用促進やマタニティマークの普及啓発につとめ、社会全体で妊娠・出産を見守る環境づくりをめざします。

また、子どもの病気の対処方法についての知識の普及を行うなどの支援の充実を図ります。

②多くの人と交流し、支援を受けながら育児ができる

地域の子育てに関する情報を積極的に提供するとともに、妊娠中から愛育委員など健康づくりボランティアなどと交流が図られるよう、愛育委員などの活動の充実を図ります。

また、パートナーの育児参加の促進や、保健師などの支援が気軽に受けられるような情報提供を行うなどにより、妊娠・出産・育児への悩みを1人で抱え込まない環境づくりを行います。

《目標事業》

項	目			
1歳6か月児の健康診査受診率				
3歳児健康診査受診率				
新生児聴覚検査の受診率				
1歳6か月児の虫歯有病率				
3歳児の虫歯有病率				
公立中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施割合				

《成果目標》

項	目			
十代の人工妊娠中絶率（15歳以上20歳未満女子の人口千対）				
十代の喫煙率	中学生 男子 女子 高校生 男子 女子			
十代の飲酒率	中学生 男子 女子 高校生 男子 女子			

2 家庭の子育て力の充実

《施策の方向》

核家族化、少子化の進行、近隣との人間関係の希薄化等に伴い、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されています。

家庭教育については、本来、保護者の責任、判断、価値観等に基づいて行われるべきものですが、過保護や過干渉、無責任な放任など、家庭教育をめぐる様々な問題が深刻さを増していることから、家庭の教育力を高めるための支援を進めるとともに、社会全体の問題として、積極的に家庭における子育てを支援します。

《重点施策》

(1) 次代の親の育成

子どもは次代の親になるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

特に、生命への畏敬の念、生命の継承の大切さ、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの喜びや意義についての理解を深めることに関する教育・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取組を推進します。

(2) 若者の就職支援

就学から就労へ円滑に移行し、若者がいきいきと働くことができるよう、学校と地域・企業が連携して、早い時期からキャリア教育を進め、社会人として自立することの大切さを学ぶ機会を増やすとともに、職場体験やインターンシップなどを通じて、望ましい勤労観や職業観の醸成を図ります。

また、若者が経済的に自立できるようにするため、職業能力開発を推進するとともに、

「おかやま若者就職支援センター」において適職探しや就職後の職場定着のための支援を行い、正規雇用としての就職・定着を進めるなどの就職支援に取り組みます。

(3) 困難を有する子どもや若者の支援

ニート、ひきこもり等の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者について、様々な機関がそれぞれの専門性を生かして支援を行うためのネットワークづくりに取り組みます。

(4) 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心の育成等全ての教育の出発点となる重要なものです。

育児不安や子どもへの虐待の背景として、子育ての孤立化や育児の悩みを訴える親の増加等の多くの要因の中で、家庭教育支援の必要性も強く指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設での家庭教育に関する講座等を始め、乳幼児健診や就学時健診等の多くの保護者が集まる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行い、保護者自身の自主的な気づきを促したり、保護者同士の人間関係の構築を促進したりするよう努めます。

また、地域や学校と連携して「早ね、早おき、朝ごはん」等の規則正しい生活リズムを定着させる取組を推進します。

さらに、子どもに保護者の働く姿を見せる「子ども参観日」等を通じて、家庭でのふれあいを深める取組を推進します。

(5) 男女共同参画による子育ての推進

家庭生活は、家族を構成する男女が、家事、子育て、介護といった家庭責任をともに担っていく必要がありますが、男性が家事や子育てにあてる時間は極めて短いのが現状です。

家庭における男女共同参画を進めていくため、夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるといった固定的な役割分担意識を解消し、具体的な行動を促していくとともに、男女が共に家事や子育てに参画しやすい環境の整備を図ります。

《目標事業量》

項 目			
職場体験活動を4～5日実施する公立中学校の数			
公立高等学校(全日制)におけるインターシップ参加生徒の数			

《成果目標》

項 目			
子育てが楽しいと感じている(「いつも楽しい」、「楽しいと感じるときの方が多い」)人の割合			
いずれ(「1年以内に」、「ある程度の年齢までに」、「理想的な相手がみつかれば」)結婚したい人の割合 【20～34歳独身者調査】			
父親が子育てに関わっている割合			

3 食の安全・安心の確保と食育の推進

《施策の方向》

妊娠期の適切な食生活に関する情報提供、乳幼児期以降の正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着等により、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる子どもの心身の健全育成を図ります。

そのため、家庭や学校、地域、ボランティア等との協働により、地域社会全体で食育を進めるとともに、県民の食に対する理解と安心の確保に努めます。

《重点施策》

(1) 食の安全・安心の確保

食に関する様々な情報が氾濫する中で、県民自らが食に対する正しい知識や安全で安心な食品を選択できる力を身につけることが重要です。

このため、食の安全に関する知識の普及、食品の適正表示の推進等、消費者が食の安全に関心を持って行動するための施策を推進します。

(2) 食育の推進

食育は、家庭だけでなく、地域、学校、生産流通など様々な食育の関係者が連携して取り組む必要があることから、保健福祉、教育、農林水産等の様々な分野が連携し、食に関する正しい知識を効果的に普及する環境の整備を図るとともに、愛育委員、栄養委員等地域のボランティア組織による伝統的食文化や地域の特色を生かした食育の普及を推進し、保育所、幼稚園、学校等子どもの食に関する関係機関との連携を進めます。

また、学校給食等において地場産物の活用を推進するなど、食育の充実を図り、子どもの望ましい食習慣を育成します。

さらに、農業の体験などを通じて、食卓と生産の場の距離を縮め、「食」についての理解を深めます。

《目標事業量》

項	目		
公立小・中学校の給食における	県産農林水産物の使用割合		

Ⅲ みんなで子ども・子育てを応援する地域づくり

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子育てに関わり、その中で子どもが健やかに育つ地域・社会づくりを目指します。

1 県民みんなが子育てをする気運の醸成

《施策の方向》

少子化は社会全体に大きな影響を与えると考えられることから、少子化のもたらす様々な影響や子どもがいきいきと健やかに育ち、結婚や子育てに夢がふくらむ環境づくりの推進について、様々な機会をとらえ広報・啓発に努めます。

また、子育てに対する社会的評価を高めることにより、地域社会の教育力を取り戻し、社会全体で子育てを支援していく気運の醸成を進めていきます。

《重点施策》

(1) 県民みんなが子育てをする気運の醸成

家庭だけでなく地域、学校、企業等、県民みんなが子どもの健やかな成長を支援する社会を目指して、子育て夢づくり応援キャンペーン事業や、ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）普及啓発事業等を実施するとともに、「岡山県子どもを健やかに生み育てるための環境づくり推進協議会」の構成団体を始めとする関係機関と連携・協働することで社会全体の気運の醸成を図り、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進します。

また、子どもや妊娠中の方を始め誰もが暮らしやすい、ユニバーサルデザイン(注1)に配慮した地域社会づくりを目指します。

さらに、全ての子どもが人格を持った一人の人間として尊重されるよう、様々な機会を通して子どもの権利に関する啓発活動を推進します。

(2) 地域の教育力の向上

近年の核家族化の進行等により、地域における人間関係が希薄になり、子どもを取り巻く地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、子どもが幅広い人間性を身に付けるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、子どもを核として、地域の大人たちが様々な体験や交流活動の機会を提供する取組を推進します。

また、学校、市町村、ボランティア等関係機関・団体との連携を強化し、「地域の子どもは地域で守り育てる」との意識の下、地域での青少年健全育成活動の取組を推進します。

《目標事業量》

項	目			
ももっこカード（おかやま子育て家庭応援カード）協賛店舗数				
放課後子ども教室(注2)実施か所数				

《成果目標》

項	目			
「子どもの成長が喜びである」と感じている人の割合				

(注1)ユニバーサルデザイン：「ユニバーサル（すべての、普遍的な）」と「デザイン（計画、設計）」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という

非常に幅広い意味で使われる概念。

(注2) 放課後子ども教室：すべての小・中学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動等の取組を推進する事業。

2 地域ぐるみの子育て支援の推進

《施策の方向》

地域は、子どもにとって、社会性や自主性を培う重要な場であることから、様々な体験や活動を十分行うことができるような環境を整備するとともに、多様な子育て資源の掘り起こしや地域における人材の養成確保に努めるなど、家庭や子育ての問題を地域全体のものとしてとらえ、すべての子どもと子育て家庭を地域ぐるみで支援していきます。

《重点施策》

(1) 子育て支援ネットワークの充実

児童委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員、子ども会・スポーツ少年団、子育てに関するNPO等のボランティアや保健師等の専門職などの地域の関係者が連携して地域全体で子育て支援ができる体制づくりを推進します。

また、子ども虐待や少年非行、ひきこもり、不登校への対応等のため、児童相談所、学校、地域ボランティア等の連携を進めます。

さらに、子育て経験者である「子育てサポーター」や子育て支援ネットワーク、子育て中の親が気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域で子育て家庭を支援するネットワークづくりを図ります。

(2) 子育て支援組織の育成

親子(母親)クラブ、愛育委員、栄養委員、子育て支援サークルなど、地域の子育て支援組織の育成を図ります。

また、子育て中の労働者や主婦を会員として、地域における育児の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター(注1)事業が拡充され、内容の充実が図られるよう支援に努めます。

(3) ふれあいの拠点づくり

子育て中の親子が集まって情報交換や交流ができたり、子育てサークルの支援や育児相談ができる地域子育て支援拠点(注2)を、商店街の空き店舗なども活用しながら、身近で気軽に訪れることができる場所への設置を進めるとともに、拠点相互の連携と質の向上を図ります。

また、地域の幼稚園や保育所、児童館等において、子育てに関する講座や相談、高齢者や障害者とのふれあいなどを推進し、親と子の育ちの場の提供を進めます。

(4) 多様な子育て資源の掘り起こし

大学等が有する知的資源、人的資源やそのネットワーク、施設等を活用して行う、産・学・民・官の協働による地域ぐるみの子育て支援の取組を支援し、県内への拡大を図ります。

また、子育て支援に関心を持つ様々な企業や団体等に積極的に情報提供を行い、多様な子育て資源の掘り起こしを行うことで、県民みんなで子育てを応援する取組の一層の拡大を図ります。

(5) 地域における人材の養成確保

子育て支援ネットワークづくりや子育て支援組織育成等に必要の人材、また、「子育てサポーターリーダー」(注3)など、地域で子育て中の親の相談相手となる人材等ボランティアの養成や地域づくりを支援する専門職の養成・確保に努めます。

(6) 子育てサービス情報の発信

地域において様々な形で行われている子育て支援に関する情報が、必要な家庭にタイムリーに届くよう、子育てサービス情報の発信に努めます。

《目標事業量》

項 目			
子どもの健全育成を図る活動を定款に掲げているNPO法人の数			
地域子育て支援拠点実施か所数			

《成果目標》

項 目			
子どもの世話を頼める親族・友人・知人が「いる」人の割合			
「子育てに自信がなくなることがある」と答えた人の割合			

(注1) ファミリー・サポート・センター：乳幼児や小学生の子どもを有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行う組織。

(注2) 地域子育て支援拠点：子育て親子の交流の場の提供、子育て相談、地域の子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等の事業を行う施設。既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携して、子育て全般に関する専門的な支援を行うセンター型や、常設のひろばを開設し、うち解けた雰囲気の中で相互に交流を図る場を提供するひろば型などがある。

(注3) 子育てサポーターリーダー：子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を行っている「子育てサポーター」で、その資質向上を図る養成講座を受講し、各地域の子育てサポーターのリーダー的存在として活躍していただいている方。

3 子どもの生きる力の育成

《施策の方向》

子どもを取り巻く環境の大きな変化の中、子どもたちはゆとりのない生活を送り、社会性の不足、規範意識の低下等の問題が指摘されています。また、自分なりの考えをもち、表現する力が十分育っていないともいわれています。

そこで、高齢者等を含めた地域での交流活動を進め、子どもの社会参加を支援するとともに、子どもの確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成等に取り組み、子どもの生きる力を育成していきます。

《重点施策》

(1) 地域・世代間交流の促進

子どもたちが、地域や社会との関わりを通じて豊かな人間関係を形成し、文化や社会に対する関心を高め、自立した人間として成長できるよう、地域住民の力を積極的に活用し、地域と学校との連携のもとに、乳幼児や高齢者・障害者との交流、自然が豊かな地域での自然体験、職業・育児・ボランティア等の多様な体験活動を通じての地域・世代間交流の機会を提供します。

(2) 社会参加活動への支援

地域のボランティア団体、青少年団体等と連携して、子どもたちがボランティア活動や自然体験、スポーツ活動の体験活動等を通して社会との関わりを学ぶことのできる継続的な活動の場を提供していきます。

また、家庭、学校、地域等が協働して、少年の居場所づくりや社会参加を促進し、困難を抱える子どもの立ち直りを支援します。

(3) 学校教育の推進

① 確かな学力の向上

子どもたちの生活習慣や学習習慣等の改善、学習環境の整備、教員の指導力の向上を図るなど、学校力を高め、基礎学力の定着と才能のさらなる伸長を目指します。

② 豊かな心の育成

子どもたちの規範意識や人間関係構築力、自尊感情を高め、豊かな情操を育むため、学校教育全体を通じて、さまざまな体験活動等と関連させた道徳教育の充実を図るとともに、あいさつ運動など学校・家庭・地域が一体となった取組を推進します。

また、いじめ、少年非行等の問題行動や、不登校等に効果的に対応するため、スクールカウンセラー等、教育相談体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等を活用した、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりを推進します。

さらに、支援員の配置等により、問題行動や不登校等の未然防止や早期対応の取組の強化に努めます。

③ 健やかな体の育成

学校や地域社会と連携を図りながら、学校教育全体を通して健康教育を推進します。

また、子どもが進んで運動に親しむ機会の充実を図るとともに、地域との連携による運動部活動の活性化に努めます。

④ 今日的な課題に対応した教育の推進

社会情勢が大きく変化する中、子どもたちが変化に対応していく力を育むため、情報化や国際化に対応した教育、科学技術教育など、今日的な課題に対応した教育を推進します。

⑤ 学校・家庭・地域の連携

学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援の実施を通して、地域ぐるみで子どもを育てる体制整備に取り組み、学校・家庭・地域の相互連携を推進します。

また、地域の人材・企業・団体等を活用し、学校教育への支援や不登校の子ども・その保護者への支援を行うなど、地域との連携・協力を推進します。

⑥ 幼児教育の充実

幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や子どもとの関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めます。

また、地域の実情を考慮した幼稚園等における子育て支援の充実、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進するなど幼児教育の振興を図ります。

(注) スクールカウンセラー：学校で、子どもの悩みごと相談に応じたり、保護者や先生に子どもへの接し方等について指導・助言を行う、臨床心理士、大学教員、精神科医などの専門家のこと。

《目標事業量》

項 目			
その年度において、いじめが解消している、又は一定の解消が得られたが継続支援中である公立学校の割合			
不登校について、専門的な相談・指導・治療を受けた不登校児童生徒の割合	小学校		
	中学校		
様々な体験学習に参加した青少年の数			
公立保育所・幼稚園と連携を図っている公立小学校の割合			

《成果目標》

項 目			
学校生活(県立高等学校)に満足している生徒の割合			

4 安全・安心な子育て環境の整備

《施策の方向》

都市化の進展や交通量の増大等により、子どもが安心してのびのびと遊べる場所が少なくなってきました。このため、公園や水辺空間等の身近な遊び場や、地域の遊び等の拠点の充実を支援します。

また、雑誌、DVD、ケータイ・ネット等の子どもの有害環境対策、安全な道路交通環境や公共施設のバリアフリー化等安心して外出できる環境の整備、安全・安心まちづくりの推進、さらに、子どもの交通安全の確保、犯罪の被害からの保護など、安心して生活できる子育て環境を整備していきます。

《重点施策》

(1) 安全な遊び場の整備

都市公園等の計画的な整備及び適正な維持管理を行い、また、公園、交流や体験のための施設の整備、学校や公民館などの施設の活用を促進するとともに、児童館のネットワークづくりに努めるなど、子どもが安心して遊ぶことができる環境を整備します。

また、恵まれた自然環境を生かし、子ども自身が自らの責任で自由に遊ぶ体験を通して生きる力を養う「冒険遊び場」の県内への普及に努めます。

(2) 安全な生活環境の整備

①安全な道路交通環境の整備

信号機の整備、通学路や生活道路への通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。

②安心して外出できる環境の整備

妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組み、さらに、子育て家族での外出等に優しいトイレ等の整備、ベビーベッド、ベビーチェア、授乳室、おむつ換えシートを設置などを進めます。

また、子育て世帯へバリアフリー施設の整備情報の提供に努めます。

③安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮し

た環境設計を行うとともに、通学路への防犯カメラ設置等の防犯設備の整備を推進し、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

④学校における生活環境の安全確保

校舎や体育館など学校施設の耐震化を推進し、子どもたちが一日の大半を過ごす学校における生活環境の安全対策を計画的に進めます。

(3) 安心な社会環境づくり

①子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもに対する悪影響が懸念される有害情報等から子どもを守り、心身ともに健全な成長を図るため、関係業者等に対する立入指導等を徹底し、子どもを取り巻く環境の浄化を推進します。

また、子どもが適切にインターネット上の情報を活用することができるよう、フィルタリング(注1)の普及促進やインターネットリテラシー(注2)教育等、子どもをインターネット上の有害サイト等から守るため、学校と家庭、行政等が連携を強化し、ケータイ・ネット対策を推進します。

②子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開し、子どもを交通事故から守るための総合的な交通事故防止対策を推進します。

また、関係機関と協働して、安全性の要件を満たした幼児2人同乗用自転車の普及啓発を図ります。

③子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

子どもたちの安全・安心を確保するため、地域ぐるみによる地域安全マップの作製、通学路の安全点検や見守り活動、自主パトロール活動等の取組を推進するとともに、活動団体の育成に努め、自主防犯活動の充実を図ります。

④被害にあった子どもの支援

犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

(注1) フィルタリング：インターネット上の不適切な情報を閲覧できないようにしたり、有益な情報だけを閲覧できるように制限をかけること。

(注2) インターネットリテラシー：青少年自らが、主体的に端末設備を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットによる情報発信を行う能力のこと。

《目標事業量》

項	目			
UD(ユニバーサルデザイン)体験ワークショップに参加した人数				
公立学校で情報モラルを指導できる教員の割合				
ももたろう交通安全クラブ設置率				
地域安全マップ作製小学校の割合				

《成果目標》

項	目			
チャイルドシートを「必ず使用している」人の割合				

IV 子育て家庭をきめ細かくサポートする体制づくり

子育てに心理的・経済的負担を感じている人、仕事との両立が難しいと感じている人が多いことなどから、子どもを安心して生み育てることができる地域・社会づくりを目指します。

1 子育て相談体制の充実

〈施策の方向〉

都市化の進展や核家族化の進行などにより、従来、地域社会や祖父母等が果たしてきた子育て支援機能の低下が指摘され、子育ての孤立化や子育て家庭の負担感の増加が懸念されています。

このため、市町村等の窓口をはじめ、様々な媒体を通して保護者や子ども自身が必要となときに気軽に相談できる子育て相談体制の整備充実を積極的に進めるとともに、子育て家庭のニーズに対応した情報提供に努めます。

〈重点施策〉

(1) 相談体制の充実

子育てに心理的・経済的な負担を感じている人や仕事との両立が難しいと感じている人が気軽に相談ができるよう、相談員の資質の向上に努めながら、子ども家庭電話相談事業やすこやか育児テレホン事業を実施し、相談体制を充実します。

また、「おかやま子ども・若者サポートネット」(注)を設置し、県内の様々な相談窓口が連携して、総合的・継続的な支援を行っていきます。

(2) 子育て支援情報の提供

子育てに関する身近な相談窓口の情報をはじめ、仕事と子育ての両立支援に関する制度の情報など、子育て家庭が必要としている情報のタイムリーな提供に努めます。

(注)「おかやま子ども・若者サポートネット」：教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等、県内の専門的機関・団体がネットワークを構築し、子ども・若者の問題に対し、それぞれの専門性を生かした切れ目のない継続的な支援を行っているもの。

〈目標事業量〉

項	目			
家庭教育相談員の養成数				

〈成果目標〉

項	目			
子育てに関する情報が得られない、相談先がわからないと回答した人の割合				

2 子育て家庭の安心を支える医療体制の確保

《施策の方向》

急な発熱等、子どもの体調の変化に対する保護者の不安は強いものがあります。
 次代を担う子どもを守り育てるとともに、子育て家庭が、いつでも安心してより良質な医療を適切に受けられることができる環境を整備するため、周産期(注1)医療・小児医療の充実を図ります。

また、小児慢性特定疾病の医療の充実、感染症対策の推進に努めます。

《重点施策》

(1) 周産期・小児医療対策の充実

24時間緊急受入体制等を確保するため、総合周産期母子医療センターを中核とする周産期医療体制の整備や、医療的ケアを要する子どもの療育体制の充実を促進し、安心して妊娠・出産できる環境を整えます。

また、小児救急医療の確保が困難な県北地域において小児救急患者を24時間受け入れる小児救急医療拠点病院を確保するとともに、小児救急医療電話相談事業などに取り組み、子育て家庭の育児不安の解消を図ります。

(2) 小児慢性特定疾病の医療の充実

子どもの慢性疾病のうち小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となることから、医療費の自己負担額を所得に応じて公費で負担することにより、その治療の確立と普及を促進するとともに、子どもとその家族の経済的負担の軽減を図ります。

(3) 感染症対策の推進

感染症の発生状況の早期把握や積極的疫学調査(注2)を人権に配慮しつつ行い、啓発活動、研修会、合同訓練の開催などの事前対応に重点を置いた対策を推進します。

また、県民の生命と健康を脅かす健康危機発生時には、関係機関との緊密な連携により、迅速で適切な対応を図ります。

(注1) 周産期：おおよそ妊娠中から出産までの期間のこと。厚生労働省の統計等では、妊娠満22週から出生後満7日未満の期間をいう。

(注2) 積極的疫学調査：感染症が発生した場合、その発生予防とまん延防止を図ることを目的として、保健所が聞き取り等を実施し、原因を調べる統計的調査。

《目標事業量》

項 目			
2歳までに麻疹・風しんの予防接種を終了している子どもの割合			

《成果目標》

項 目			
周産期死亡率(出産千対)			
新生児死亡率(出生千対)			
乳児(1歳未満)死亡率(出生千対)			
子どもが急病の時、医療機関が見つからず困ったことがあった人の割合			

3 子育て家庭に対する経済的支援と住宅環境の整備

《施策の方向》

子どもの貧困の問題が、学歴格差、健康状態、子どもへの虐待や非行の問題などに深く関係しているのではないかと指摘されており、貧困や格差の固定化や、親から子への連鎖なども懸念されています。

このため、次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため児童手当を、また、ひとり親家庭等については児童扶養手当を支給します。また、子どもやひとり親家庭の医療費の負担を軽減するなど、子育て家庭に対する経済的支援を行います。

また、子育て家庭を支援する住宅環境の整備を進めるため、公的賃貸住宅ストックの有効活用を図ります。

《重点施策》

(1) 児童手当等の支給

次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため子ども手当を支給するとともに、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定を図るため児童扶養手当を支給します。

(2) 医療費、教育費の負担軽減

子どもの早期受診促進による健康増進を図り、健やかな成長を支援するため、子育てに係る医療費の負担を軽減します。

さらに、ひとり親家庭や重度心身障害のある子どもに対して、医療費の負担を軽減します。

また、経済的理由により修学困難な高校生に対する奨学金の貸与や私立高校生等に対する就学支援金の支給、納付金減免を行う私立高校への助成を行い、教育費の負担軽減を図ります。

(3) 子育て家庭に配慮した良質な住宅の確保

県営住宅の建替に当たっては、家族構成に適した間取りを選択しやすくするため柔軟な設計とするなど、子どもを安心して生み育てる住環境の整備に努めます。

また、県営住宅の一般住戸への入居に際して、母子・父子世帯や多子世帯に対し優遇措置を講じるとともに、子育て世帯に対する入居基準の緩和を行います。

(注) 相対的貧困率：全世帯の可処分所得を1人あたりに換算して高い順から低い順に並べた場合に、中央となる人の所得（中央値）の半分に満たない人の割合。

《成果目標》

項	目		
理想の子ども数より予定の子ども数が少ない理由として「子育てに係る経済的負担が大きいから」と回答した人の割合			

4 幼児期の学校教育・保育の拡充等による支援新制度の推進

《施策の方向》

子育てと仕事の両立支援をはじめ、すべての子育て家庭への支援を進めるため、保育所における特別保育の一層の拡充と保育の質の向上を図るとともに、幼稚園や認定こども園と連携するなど多様なニーズに対応したきめ細かな保育サービスの提供を促進します。

また、放課後児童対策充実のニーズも高いことから、放課後児童クラブ(注)の設置を促進するとともに、大規模なクラブの分割を進めます。

さらに、子どもの発達段階に応じた良質なサービスが提供できるよう人材育成等に努めます。

《重点施策》

(1) 保育サービスの拡充

住民の生活実態や意向を十分に踏まえ、延長保育、一時預かり、休日保育、病児・病後児保育等の多様な保育需要に応じて、きめ細かな保育サービスの提供が行われるよう支援するとともに、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。併せて、保育士等の資質及び専門性の向上を図るため、保育所職員に対する研修の充実を図ります。

また、待機児童解消に向け、広域入所の取組や保育所の整備などを推進するとともに、保育内容の充実に努めます。

さらに、保護者や地域の実情に応じて幼保の連携を進めるとともに、就学前の教育・保育を一体としてとらえた認定こども園の普及促進や幼稚園を活用した子育て支援、幼稚園での預かり保育の促進等により、就学前の幼児の教育・保育の充実を図ります。

(2) 放課後児童クラブの拡充

保護者が労働等により昼間家庭にいない子ども等の健全育成を図るため、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所として、放課後児童クラブを推進します。

平成27年度から開始する子ども・子育て支援新制度において、放課後児童クラブは地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、市町村が事業量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めることとなったため、地域の実情に応じて児童館のほか、学校の余裕教室等を活用するなど、入所を希望するすべての子どもが利用できるよう、放課後児童クラブの設置を促進するとともに、子どもの数が71人以上の大規模なクラブについては、利用する子どもの安全の確保等を図るため概ね40人程度の適正規模への分割を促進します。

また、障害のある子ども等を専門的に担当する障害児対応指導員の配置を促進するなど、障害のある子ども等に対して適切な対応ができるよう、必要な支援を行います。

さらに、放課後児童支援員の資質向上のための研修を実施し、放課後児童クラブの質の向上を図ります。

(注) 放課後児童クラブ：昼間保護者がいない小学校低学年の児童が、指導員に見守られながら放課後を過ごす場所。児童館や学校の余裕教室などに設置されている。

(3) 多様なニーズに対応できる人材の養成確保

子どもに携わる職員の研修の充実により、子どもの発達段階に応じた健康で豊かな人間性をはぐくみ、多様な保育ニーズへの対応や地域の子育て家庭への相談等にも応じることができる人材の養成・確保に努めます。

《目標事度量》

項 目			
通常保育の子どもの数（4月1日現在）			
特定保育実施か所数			
延長保育実施か所数			
夜間保育所実施か所数			
休日保育実施か所数			
病児・病後児保育（病児対応型・病後児対応型）実施か所数			
病児・病後児保育（体調不良児対応型）実施か所数			
一時預かり実施か所数			
放課後児童クラブ実施か所数			

子ども・子育て支援法による記載事項

◎本項目については、今後内容の精査を行う。(他ページに記載された項目あり)

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 区域の設定に関する事項
- 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - (一) 各年度における教育・保育の量の見込み
 - (二) 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等
- 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 4 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
 - (一) 児童虐待防止対策の充実
 - (二) 社会的養護体制の充実
 - (三) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - (四) 障害児施策の充実等

都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - (一) 子ども・子育て支援事業計画作成時の調整
 - (二) 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整
- 2 教育・保育情報の公表に関する事項
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - (一) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し(長時間労働の抑制に取り組む 労使に対する支援等を含む)
 - (二) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

V 子どもをまもり支援する体制づくり

社会的養護(注)を必要とする子どもや専門的ケアが必要な障害のある子ども、発達障害のある子どもへの支援を行うとともに、ひとり親家庭の自立を支援するなど、子どもをまもり支援する体制づくりを目指します。

(注1) 社会的養護：保護者がいない子どもや家庭において適切な養育を受けることができない子どもについて、社会が責任を持って養育・保護する機能を果たすこと。

1 子ども虐待防止対策の充実

《施策の方向》

近年、児童相談所等に寄せられる子どもの虐待に関する相談事例は複雑・深刻化しており、子ども虐待防止対策は喫緊の課題となっています。

このため、子育てに係る不安や負担感、地域からの孤立感等の解消により子どもへの虐待の発生予防対策を推進するとともに、虐待防止体制の充実を図り、早期発見から再発防止、子どもの自立に至る切れ目のない総合的な支援を強力に進めます。

また、市町村の子ども家庭相談の対応力の強化を図るとともに、子ども虐待を防ぐ地域のネットワーク体制の充実を図ります。

《重点施策》

(1) 児童相談所の体制の強化

児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上が重要です。ケースの組織的な管理及び対応、適切なアセスメント等を可能とするための職員の適切な配置並びに法的、医学的な専門性を要する対応や保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保等を図ります。

また、専門研修を実施することで、人材育成に努めます。

(2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

支援する人の共通理解のための「市町村子ども虐待対応ガイドライン（改訂版）」や「子どもが心配チェックシート（岡山版）[平成22年度改訂]」、子どもが置かれている状況を的確に把握するための「子どもの育ちのニーズシート」等を積極的に活用し、市町村を始めとする子どもの支援に携わる関係機関との役割分担や連携を推進します。

(3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

※今後記載

(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は横ばい状態であるとともに、虐待による死亡事例は岡山県においても発生している状況です。

子ども虐待による重大事例（死亡等）については、地域特性を踏まえて事例を分析・検証し、明らかになった問題点・課題から具体的な再発防止のための策を講じます。

また、市町村が行う検証に対して、支援します。

《目標事業量》

項	目			
児童家庭支援センター設置か所数				

《成果目標》

項	目			
子どもを虐待しているのではないかと思う（「よくある」、「時々ある」）人の割合				

2 社会的養護体制の充実

《施策の方向》

子どもは本来家庭で保護者によって養育されることが望ましいのですが、保護者がいない子どもや家庭で監護されることが適当でない子どもについては、児童養護施設等や里親といった社会的養護のもとで養育する必要があります。

このような子どもたちを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係のもとで養育することができるよう、原則として里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託を優先するとともに、施設のケア単位の小規模化を推進し、地域全体で温かく見守り支援する体制を整えます。

《重点施策》

（1）家庭的養護の推進

①里親委託等の推進

家庭的な環境のもとで子どもの愛着関係を形成し養育を行う里親委託を優先して検討できるよう、制度の普及・啓発を図り、新規里親の開拓に取り組むとともに、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）も促進し、社会的養護を必要とする子ども全体に占める里親等委託率を引き上げます。

また、研修、相談、里親同士の相互交流などの支援体制の充実を図ります。

②施設の小規模化及び地域分散化の推進

本体施設、グループホーム、里親等をおおむね三分の一ずつの割合にしていく国の方針を踏まえ、施設のケア単位の小規模化を図るとともに地域分散化を推進し、地域の実情に即した計画的な取組を推進します。

（2）専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

心理療法、生活指導等を必要とする子どもや、地域での自立した生活が困難な母子への専門的ケアを行うため、児童養護施設等に家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員等の専門的職員の配置を推進するとともに、基幹的職員研修など、施設職員の専門性や支援技術の向上に資する研修体系を整備します。

（3）自立支援の充実

社会的養護により育った子どもたちが、施設退所後も他の子たちと公平にスタートが切れるよう、将来の自立生活のために必要な知識等が得られるよう支援を行います。

（4）家庭支援及び地域支援の充実

児童相談所は、子どもの育ちのニーズが適切に満たされ、子どもと家族の生活が地域で継続できるよう家族支援の充実を図ります。施設による里親及び里子への支援の充実させるため、里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員の配置等、施設のソーシャルワーク機能の強化を図ります。

(5) 子どもの権利擁護の推進

施設や里親の下で養育されることとなった子どもについて、それまで地域社会で構築してきた人間関係や地域環境に十分配慮し、子どもの最善の利益の確保を最優先にした適切な支援に努めます。

また、こうした子どもとその保護者に不安を与えないよう最大限配慮するとともに、「子どもの権利ノート」等を活用して、子どもに対し、子ども自身の権利が保障されていることをわかりやすく伝えます。

さらに、施設職員等を対象とした基幹的職員（スーパーバイザー）養成研修やケアの質の向上のための取組を推進するとともに、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」や「被措置児童等虐待対応の手引き」を活用し、施設内虐待（被措置児童等虐待）の防止の徹底を図るなど、子どもの権利を擁護する取組を推進します。

《目標事業量》

項 目			
児童養護施設における小規模ケア実施施設数			
自立援助ホーム設置か所数			
里親及びファミリーホームへの委託率			
小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）設置か所数			

3 特別な支援を必要とする子どもへの施策の充実

《施策の方向》

特別な支援を必要とする子どもへの施策については、地域の中で安心して快適に自立した日常生活を送ることができる共生社会の実現を目指して、子どもの障害の早期発見や適切な療育の充実に努めるとともに、特別支援学校や小学校・中学校・高等学校等における特別支援教育の充実と教育体制の整備に努めます。

《重点施策》

(1) 障害のある子どもの支援

ノーマライゼーション(注)の理念に基づき、障害のある子どもの健全な発達を支援する観点から適切な医療及び医学的リハビリテーションを提供するとともに、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業などの実施により、子どもやその家族が継続的かつ適切な療育支援を受けられるよう、療育指導体制の充実を図ります。

また、障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、教員の専門性の向上を図るとともに、就学前から卒業後までを見通した一貫した支援を行う体制づくりに努めるなど、特別支援教育の推進を図ります。

こうした取組を推進することにより、障害のある子どもが将来自立できるよう支援の充実に努めます。

(2) 発達障害のある子どもの支援

発達障害のある子どもへの支援のため、市町村、保健所、児童相談所、発達障害者支援センター等においては、総合的な相談や障害の早期発見、早期療育等に努め、学校においては、特別支援教育を推進し、発達障害を含めた障害のある子どもの支援に努めるとともに、これらの連携による支援体制の整備を進めます。

また、地域で障害のある人の日常生活を支える市町村の取組をサポートするとともに、県民の理解促進を図ります。

(3) 特別支援教育等の充実

特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を行うため、「第2次岡山県特別支援教育推進プラン」に基づき、教員の専門性の向上や、「個別の教育支援計画」等の作成・活用など、医療・保健・福祉・教育・労働等の関係機関と連携を取りながら特別支援教育の充実を図ります。

(注) ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活をおくることができるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

《目標事業》

項 目			
個別の教育支援計画(注)を作成している公立学校の割合	小学校		
	中学校		
	高等学校		
発達障害者支援体制整備事業（市町村支援体制整備事業）実施市町村数〔累計〕			

(注) 個別の教育支援計画：学校が保護者とともに、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある児童生徒一人ひとりについて作成するもの。

なお、高等学校における「個別の教育支援計画」は、小・中学校における「個別の指導計画」の機能を併せ有するもので、障害のある生徒の教育的ニーズや学校生活全般における指導・支援の内容、方法、連携する関係機関との役割分担等を明示するものをいう。

4 ひとり親家庭の自立支援

《施策の方向》

母子世帯については、常用雇用者の割合が増加しており、収入も一定の改善が見られるものの、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。また、父子世帯では、子どもの養育、家事等生活面で多くの困難を抱えており、子育てや家事の支援の重要性が非常に高くなっています。

ひとり親家庭が安心して子育てと仕事を両立できるよう、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立、より収入の高い就業を可能にするための支援、養育費確保のための支援、生活の場の整備等を総合的に推進し、自立を支援するとともに、ひとり親家庭の子どもの健全育成を推進します。

《重点施策》

(1) 就業支援の強化

ひとり親家庭等及び寡婦の自立、生活の安定と向上を図るため、母子家庭の母等に対する就業相談の実施、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供や、児童扶養手当受給者等の自立促進を目的として、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムの策定のほか、自立支援給付金等の施策を推進します。

また、職業紹介を行っている企業等に委託して、ひとり親等に対して就職活動支援や就職後の職場訪問等を実施します。

(2) 相談機能の強化

ひとり親家庭及び寡婦の相談に対応する母子父子自立支援員や母子父子福祉協力員等

に対して、資質向上のために効果的な研修を実施し、相談機能の強化を図るとともに、インターネット等を活用し各種関係福祉施策の情報提供を行うなど、相談体制の充実に努めます。

また、「ひとり親家庭支援センター」において、ひとり親の抱えている問題に対し、その解決に必要なかつ適切な助言や情報提供を行います。

さらに、ひとり親家庭の子どもが養育費を取得できるよう、関係機関と連携して養育費についての啓発や確保面での支援を促進します。

(3) 経済的自立の支援と福祉・雇用の連携

母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等医療費の助成、児童扶養手当の父子家庭への支給拡大等によりひとり親家庭及び寡婦が自立に向けて活動が円滑に行えるよう、経済的支援を推進します。

また、ひとり親家庭等の生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援など、福祉と雇用の施策の緊密な連携が不可欠であるため、福祉部局と産業労働部局の連携を図ります。

《目標事業量》

項 目			
ひとり親家庭支援センターからの就職決定件数			

《成果目標》

項 目			
家計について「困っている」と回答した人の割合【母子世帯調査】			
「相談相手がいる」と回答した人の割合【父子世帯調査】			

5 子どもの貧困対策の推進